

1 申請手続きから許可を受け漁港を使用するまでの流れ

漁港を使用するに当たって、申請等から使用できるまでの流れは以下のとおりです。

申請～許可～使用までの流れ（船揚場（斜路）の使用の場合）

1 漁港を使用できる船舶について	P2 を参照してください
2 使用可能な漁港について	P16～P18 を参照してください
3 申請に必要な書類について	P5 を参照してください ・ 巻頭に申請書の記載例があります
4 申請書類の提出は、漁港が所在する市町村に持参するか郵送してください	P5, 6 を参照してください ・ 申請期日までに必着です ・ 使用する日（期間）と申請期日を確認してください
5 市町村から許可指令書などが届きます	市町村から送られてくるもの ・ 施設使用許可指令書 ・ 施設使用許可済証（ステッカー） ・ 納入通知書 等
6 指定期日までに使用料を納入して下さい	振り込み手数料がかかる場合は、許可を受けた方の負担となります
7 許可を受けた漁港施設が使用できます（事前に巻末の許可指令書に付される遵守事項をご覧ください）	・ 施設使用許可指令書は船体に備え置いてください ・ ステッカーは、船外から確認しやすい所に貼り付けてください ・ ステッカーは、使用期間経過後に剥がしてください

ご不明な点は、使用しようとする漁港が所在する市役所、町村役場又は管轄する各総合振興局・振興局にお問い合わせください(P11～P14を参照してください)。

＜キャンセル、使用日の変更、許可期間内に船舟を変更する場合等について＞

- 原則として、キャンセルはできません。
- 許可を受けた日が時化等で使用できない場合は、事前に許可を受けた市町村に**使用日の変更**を申し出てください。
- 許可期間内に船舟を変更する場合は、新たに使用許可を受けることとなります。長期で漁港を使用する場合は、船舟等の更新を含め計画的にお申し込み下さい。（原則使用料の還付はできません。）